

平成31年2月6日

松伏町教育委員会
教育長 佐藤 哲士 様

松伏町立小中学校学区審議会
会長 小島 伊紀

松伏町立小学校及び中学校の通学区域の変更について（答申）

平成29年11月16日付け教委総第1657号で諮問された「松伏町立小学校及び中学校の通学区域の変更について（諮問）」について、当審議会において慎重に審議を重ねてまいりました。

つきましては、その結果を松伏町立小中学校学区審議会条例第2条第1項の規定により下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

当町における通学区域は、平成2年度に定めたものであり、この間、道路の開通等により、現在の通学事情は大きく様変わりしています。

こうした状況を踏まえ、教育委員会から松伏町立小学校及び中学校の通学区域の変更について、諮問を受けました。

当審議会では、各学校における児童生徒数の推移や学校規模、通学区域等の現状を把握し、現在の通学区域を整理する方法により審議を進めてきました。

つきましては、平成29年度及び平成30年度に実施した計6回にわたる審議の結果をここに答申します。

2 答申

(1) 松伏町立小学校の通学区域の変更について

別図のとおり、松伏小学校及び松伏第二小学校の通学区域を変更することが適当であると答申します。

(2) 松伏町立中学校の通学区域の変更について

今回は変更しないこと、引き続き検討することが適当であると答申します。

(3) 変更の期日

松伏町立小学校の通学区域の変更は、平成33年度入学の新小学1年から実施することが適当であると答申します。

3 理由

松伏町立小中学校学区審議会は、平成29年11月16日付け教委総第1657号で「松伏町立小学校及び中学校の通学区域の変更について」諮問を受けました。

諮問書では、町道7号線の開通及び県道浦和野田線の一部開通に伴い、現状の通学区域では、交通量の多い道路で分断される地区であること及び小学校の学区の一部境界では、通学区域が入り組んでおり、通学路が交差する地区があることから、将来を見据えた通学区域の変更が必要であるという諮問理由になっています。

松伏町における、児童生徒数の推移や学校規模、通学区域の課題等を踏まえ、当審議会において児童生徒の安全安心を確保することを第一に審議した結果、地域コミュニティに配慮しつつ、児童が安全に安心して登下校できるように可能な限り交通量の多い道路の横断や通学路の交差は避けることが望ましいことから、松伏小学校及び松伏第二小学校の通学区域の変更が適当であると考えております。

一方、中学校では、児童生徒数の推移や学校規模、地域コミュニティ、子どもたちの繋がりを考慮して、今回は変更しないこと、引き続き検討することが適当と考えております。

4 附帯意見

兄弟間で同じ学校へ通学できるよう、兄弟が在籍している場合は、兄弟が在籍している学校に新たに入学を認めること、また、これまでの経緯を踏まえ、松伏第二小学校の卒業生は、保護者の申請に基づき、松伏第二中学校への入学を引き続き認めるなど、弾力的な運用をある程度の期間配慮されるよう強く要望します。

また、松伏町においては、児童生徒数の地域的な偏在が生じており、学校規模の違いが大きくなっています。そのため、定期的に児童生徒数の推移を注視し、適正規模が図れるように努めることが必要であると、当審議会は意見を提出します。